

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）            VI-2 業務の適切性（投資運用業）            VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p><u>VI-2-3-5 ESG考慮に関する留意事項</u>  <u>(1) 意義</u>  <u>名称や投資戦略にESG (Environmental・Social・Governance) を掲げるファンドが国内外で増加しており、運用実態が見合っていないのではないかと懸念（グリーンウォッシング問題）が世界的に指摘されている。こうした中、名称や投資戦略にESGを掲げる我が国の公募投資信託について、市場の信頼性を確保し、ESG投資の促進を通じた持続可能な社会構築を図る必要がある。このため、投資家の投資判断に資するよう、ESGに関する公募投資信託の情報開示や投資信託委託会社の態勢整備について、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>(2) ESG投信の範囲</u>  <u>本監督指針において、ESG投信は、以下に該当する公募投資信託とする。</u>  <u>① ESGを投資対象選定の主要な要素としており、かつ、</u>  <u>② 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に①の内容を記載しているもの</u>  <u>なお、外部委託運用（ファンド・オブ・ファンズ形式を含む。以下同じ。）の場合は、投資戦略やポートフォリオ構成を踏まえ、投資信託委託会社が適切に判断することとする。</u></p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）            VI-2 業務の適切性（投資運用業）            VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 開示</p> <p>① 投資家の誤認防止</p> <p><u>投資家に誤解を与えることのないよう、ESG投信に該当しない公募投資信託の名称又は愛称に、ESG、SDGs (Sustainable Development Goals)、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブルなど、ESGに関連する用語が含まれていないか。</u></p> <p><u>投資対象の選定において、財務指標など他の要素と並ぶ要素としてESGも考慮する公募投資信託について、交付目論見書や販売用資料、広告等のESGに関する記載が、当該公募投資信託がESGを投資対象選定の主要な要素にしていると投資家に誤認されるような説明となっていないか。</u></p> <p><u>ESG投信に該当しない公募投資信託のうち、2023年3月末までに設定されたものについて、その名称又は愛称にESGに関連する用語が含まれている場合には、ESGを投資対象選定の主要な要素としているものではない旨を交付目論見書に明記しているか。なお、上記の場合には、ESGに関連する用語をできる限り速やかに名称又は愛称から除外することが望ましい。</u></p> <p>② 投資戦略</p> <p><u>ESG投信の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」(ハにおいては、「ファンドの目的・特色」又は「投資のリスク」)に、以下の事項を記載しているか。</u></p> <p><u>イ. ESGの総合評価又は環境や社会の特定課題等、投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的内容</u></p>	

改正後	現行
<p>ロ. <u>主要な要素となるESGの運用プロセスにおける勘案方法（関連する基準や指標、評価方法等の説明を含む）</u></p> <p>ハ. <u>主要な要素となるESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク</u></p> <p>ニ. <u>持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について、その目的、インパクトの内容、及び目標とする指標・数値、方法論などインパクトの評価・達成方法</u></p> <p>ホ. <u>投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連する個別の公募投資信託固有の方針又は全社的なスチュワードシップ方針がある場合には、当該方針の内容</u></p> <p>ヘ. <u>イ～ホについて、更に詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先</u></p> <p>③ <u>ポートフォリオ構成</u>  <u>ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額（時価ベース）の比率について目標や目安を設定している場合、又は、ESG投信の投資対象の選定において主要な要素となるESGのポートフォリオ全体の評価指標の達成状況について、目標や目安を設定している場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、当該比率やその他の計数を記載しているか。また、こうした目標や目安を設定していない場合、その理由を説明しているか。</u></p> <p>④ <u>参照指数</u></p>	

改正後	現行
<p><u>公募投資信託の運用において、ESG指数への連動を目指す場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、参照指数におけるESGの勘案方法や当該ESG指数を選定した理由を記載しているか。</u></p> <p>⑤ <u>定期開示</u></p> <p><u>ESG投信の交付運用報告書（上場投資信託の場合には継続的な開示書類。以下同じ。）に、以下の事項を継続的に記載しているか。</u></p> <p><u>イ. 純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資額（時価ベース）の比率について、目標や目安を設定している場合には、実際の投資比率</u></p> <p><u>ロ. 投資対象の選定において主要な要素となるESGのポートフォリオ全体の評価指標の達成状況について、目標や目安を設定している場合には、その達成状況</u></p> <p><u>ハ. 持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について、インパクトの達成状況</u></p> <p><u>ニ. 投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連するスチュワードシップ方針がある場合、当該方針に沿って実施した行動</u></p> <p><u>ホ. イ～ニについて、更に詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先</u></p> <p>⑥ <u>外部委託</u></p> <p><u>ESG投信の運用を外部委託する場合、外部委託先に対する適切なデューディリジェンスや運用状況の確認を行い、交付目</u></p>	

改正後	現行
<p><u>論見書や交付運用報告書に外部委託運用の②～⑤の内容を反映した開示がなされているか。また、これらの開示が困難な場合には、その理由を説明しているか。</u></p> <p>(4) 態勢整備等</p> <p>① 組織体制</p> <p><u>ESGに関連するデータやITインフラの整備、人材の確保等、投資戦略に沿った運用を適切に実施し、実施状況を継続的にモニタリングするためのリソースを確保しているか。</u></p> <p><u>運用を外部委託する場合には、上記のリソースの状況を把握する等、外部委託先に対するデューディリジェンスや(3)②～⑤の内容の確認を行うための体制を整備しているか。</u></p> <p>② ESG評価・データ提供機関の利用</p> <p><u>公募投資信託の運用プロセスにおいて第三者が提供するESG評価を利用する場合や自社のESG評価に第三者が提供するデータを利用する場合、ESG評価・データ提供機関の組織体制や評価の対象、手法、制約及び目的を理解する等、デューディリジェンスを適切に実施しているか。</u></p>	
<p><u>VI-2-3-6</u> その他留意事項 (略)</p>	<p><u>VI-2-3-5</u> その他留意事項 (略)</p>
<p>VI-2-4 外国投資信託委託業に係る業務の適切性</p> <p>外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用業に係る業務の適切性の検証は、VI-2-3 (VI-2-3-2 (2) 及び (3)、VI-2-3-4 並びにVI-2-3-5を除く。)に準ずるものとする。</p>	<p>VI-2-4 外国投資信託委託業に係る業務の適切性</p> <p>外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用業に係る業務の適切性の検証は、VI-2-3 (VI-2-3-2 (2) 及び (3) 並びにVI-2-3-4を除く。)に準ずるものとする。</p>